

○飯島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領

平成9年5月1日

訓令第8号

(指名停止)

第1 飯島町指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）は飯島町競争入札参加資格者名簿及び測量・調査・設計コンサルタント入札参加資格者名簿に搭載された者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下「入札参加資格者」という。）又はその使用人が別表第1、別表第2、別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について指名停止を行うものとする。

2 委員会が指名停止を行ったときは、課長等は建設工事並びに建設工事に係る測量・調査・設計及び工事監理業務（以下「建設工事等」という。）の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る入札参加資格者を指名をしてはならない。当該指名停止に係る入札参加資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2 委員会は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 委員会は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 委員会は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3 入札参加資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号、別表第2各号又は別表第3各号の措置要件に係る指名停止の期間の

満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号、別表第2各号又は別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。（次号に該当する場合を除く。）

(2) 別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 委員会は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 委員会は、入札参加資格者について、きわめて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 委員会は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前4項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 委員会は、指名停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加資格者について指名停止を解除するものとする。

（報告）

第4 課長等は、その所管する建設工事等について、入札参加資格者が、別表各号に定める措置要件の1に該当すると認められるときは遅滞なく様式第1号により委員会に報告しなければならない。

（指名停止の決定）

第5 委員会は、第4の報告等に基づいて指名停止の決定を行うものとする。

2 委員会は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として指名停止を行うときは、警察職員の出席を求め意見を聴くものとする。

（指名停止の通知）

第6 委員会は、第5の規定により指名停止を決定したときは、様式第2号により課長等に通知するものとする。

2 企画政策課長は、委員会が第5の規定により指名停止の決定をしたときは、遅滞なく様式第3号によりその旨を指名停止を受けた者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7 課長等は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8 課長等は、指名停止の期間中の入札参加資格者が建設工事等の全部、若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9 課長等は、指名停止を行わない場合において、必要があるとみとめるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成9年5月1日から適用する。
- 2 「建設工事入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年飯島町訓令第6号）」は、廃止する。

附 則（平成15年訓令第2号）

この要領は、平成15年6月1日より適用する。

附 則（平成18年訓令第2号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第2号）

この要領は平成27年4月1日より、施行する。

附 則（令和元年告示第55号）

(施行期日)

- 1 この要領は、公布の日から施行し、元号を改める政令の施行の日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の適用の際、現に存するこの要領の規定により元号表現を削ることとなる飯島町要領の規定に基づく様式による用紙で現に残存するものは、元号表現を訂正し、当分の間、使用することができる。

別表第1 町内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件		期間
粗雑	1 町が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき	1か月以上6か月以内
工事	2 町以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であ	1か月以上3か月以内

		ると認められるとき	
契 約 違 反	3	第1号に掲げる場合のほか、町が発注した建設工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	2週間以上4か月以内
安 全 管 理	4	町が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたと認められるとき	1か月以上6か月以内
措 置 不 適 切	5	町以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	1か月以上3か月以内
	6	町が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	2週間以上4か月以内
	7	町以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	2週間以上2か月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

(平成15訓令2・一部改正)

措置要件		期間
贈 賄	1 入札参加資格者又はその使用人が、町職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき	逮捕を知った日から控訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
	2 次に掲げる者が町職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき イ 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	公訴を知った日から 8か月以上24か月以内

	<p>ロ 入札参加資格者又は支配人及び支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 入札参加資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「一般使用人」という。）</p>	<p>6か月以上18か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p>
3	<p>次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員又は近隣都県の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 一般使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>4か月以上8か月以内</p>
4	<p>次に掲げる者が、県外（近隣都県を除く。）の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 一般使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>2か月以上4か月以内</p>
独 占 禁 止 法	<p>5 町内又は町外において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4か月以上18か月以内</p>
違 反	<p>6 町又は県内の町以外の公共機関と締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6か月以上18か月以内</p>
談 合	<p>7 入札参加資格者又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上24か月以内</p>
	<p>8 町又は県内の町以外の公共機関と締結した請負契約に係る工事に関し、入札参加資格者又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上24か月以内</p>

	されたとき	
虚偽記載	9 町が発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該確認をした日から1か月以上6か月以内
不正又は	10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
は不誠実	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により、公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

別表第3 暴力団との関係に基づく措置基準

	措置要件	期間
暴力団関係	1 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であると認められるとき	当該認定をした日から1年を経過し、改善されたと認められるまで
	2 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に事実上参加している者が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき	当該認定をした日から3か月以上9か月以内
	3 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に事実上参加している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	当該認定をした日から2か月以上6か月以内